

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	個人番号利用事務における情報連携項目の追加及び特定個人情報保護評価（基礎項目評価）の実施について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第6号

(担当部課：福祉部生活福祉課、保護担当課)

## 1 目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、生活保護法による生活保護の実施事務を行っている。当該事務は、生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行っており、生活保護受給者の子どもの大学等への進学支援を目的に、進学準備給付金の支給も含まれている。

この度、番号法の改正により、進学準備給付金の支給事務において情報提供ネットワークを通じた他自治体との情報連携が可能となったため、改めて特定個人情報保護評価の実施を行うとともに、事務処理に必要な情報連携項目を追加する。

## 2 特定個人情報保護評価の実施結果

番号法に基づき、番号法の法定事務である生活保護法による生活保護の実施事務について特定個人情報保護評価を実施した（資料4 1－1のとおり）。

そのため、新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱に基づき、当該特定個人情報評価書について、個人情報保護委員会へ提出に当たり、本審議会へ報告する。

## 3 情報連携を行う情報連携項目

資料4 1－2のとおり

## 4 今後のスケジュール

令和2年1～2月	特定個人情報保護評価書の個人情報保護委員会への提出及び公表
2～3月	生活保護システムの改修
令和2年 6月	進学準備給付金支給情報の情報連携開始